大型クルーズ客船の広島港（五日市埠頭）寄港に伴う
「無料シャトルバス」の運行希望者の募集要領

1　目的

クルーズ客船のおもてなしの取組の一環として，客船の乗組員が県内の観光地等へ円滑に移動できるよう，交通手段を確保するため，五日市埠頭から最寄りの交通結接点まで「無料シャトルバス(以下シャトルバスという)」を運行することとし，その運行希望者を募集する。

2　運行条件等

（１）寄港予定日及びシャトルバス運行時間

別紙のとおり

（２）発着地点

広島市佐伯区五日市港三丁目　広島港五日市埠頭

（３）最寄りの交通結接点に徒歩で行ける範囲に位置する地点

五日市埠頭からの片道所要時間が概ね３０分以内で，シャトルバスの停車が可能な地点。(乗降地点から最寄りの交通結節点までは標識，誘導員などにより対応すること。)

（４）運行条件

①　運行経路

「五日市埠頭」を発着地とし上記２(３)の地点との間をピストン運行することを基本とする。

②　運行に要する経費

シャトルバスの運行に要する経費は，運行希望者の負担とする。

③　運行時間

ア　別紙に記載する「シャトルバス運行時間」を必須とするが，必要に応じて運行時間を延長又は，増便する場合にはそれを妨げない。

イ　船の都合により着岸時間が前倒しになった場合に備えて，運行開始時からフル稼働できる体制を確保すること。

④　運行間隔

シャトルバスの運行間隔は，15～20 分を基本とすること。

⑤　利用者運賃：無料とすること。

⑥　運行時間中は，乗降者の安全確保及び案内のため，各停留所に自社の整理人員を各１名以上配置すること。

⑦　バスの時刻表（停留所掲示用と配布用）及び各停留所の看板は，自ら用意・設置すること。

3　募集対象者の資格要件

次のいずれにも該当すること。

（１）前記２の(４)運行条件をすべて満たすこと。

（２）別紙「寄港日（予定）及びシャトルバス運行時間」の募集期間内のすべての寄港日に対応可能であること。

（３）暴力団等の反社会的勢力ではないこと。

4　募集方法及び申込み期間

（1）募集方法

広島県ホームページにより公募する。

（2）申込み方法

運行希望者は，申請書（別紙様式第１号）に，必要書類を添えて申し込むこと。

（3）申込み受付期間

平成２９年９月４日（月）～平成２９年９月２２日（金）まで

（委員会事務局のある広島県の閉庁日を除く。受付時間は 8 時 30 分から 17 時まで。）

（4）提出先及び提出方法

〒730-8511　広島市中区基町 10-52　広島県庁北館２階（広島県土木建築局港湾振興課内）

広島港客船誘致・おもてなし委員会事務局

担当　丸茂・種元

電話　（082）－513－4033（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

5　シャトルバス運行者の決定

（1）寄港１回あたりのシャトルバス運行者の数

申請書（添付書類を含む）の内容等の審査を行い，客船寄港日当日の状況等を総合的に勘案し，シャトルバス運行者を最大２者決定する。

（2）優先順位

①　運行ダイヤの便数が最も多くかつ，運行間隔の短いもの

②　寄港日毎の利用者の増減見込みに関わらず，地域貢献の一環として参加していただける企業

6　位置図・平面図

別紙のとおり

7　その他の遵守事項

（1）　貸切バスの選定に当たっては，国土交通省が定める「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を踏まえ，貸切バス事業者の選定及び契約を行うこと。

【参考：中国運輸局 https://wwwtb.mlit.go.jp/chugoku/jidousha/kasikiriunchin.html】

（2）　シャトルバス運行者は，委員会が指定する客船の寄港日の 20 日前までにシャトルバスの運行計画を委員会事務局へ提出する。

（3）　委員会は，客船の寄港時間の変更等が発生した場合は，速やかにシャトルバス運行者へ連絡することとし，それを受け，シャトルバス運行者はシャトルバスの時刻表変更を行うこととする。

（4）　前記（3）に伴い，すでに作成された時刻表，看板等の処分及び，新たに作成する時刻表，看板等の作成費用については，シャトルバス運行者の負担とする。

（5）　決定後，第三者に運行主体を譲渡，移動，または貸してはならない。

（6）　運行後，各停留所ごとの乗車人数の集計を提出すること。

（7）　停留所等利用終了後は，原状回復をすること。

（8）　当委員会は，寄港の中止，場内での事故・車内備品の盗難，紛失，破損等，いかなる場合が発生しても，損害に対する賠償はしない。

（9）　遵守事項に違反した場合は，決定を取り消す場合がある。

8　その他

（1） 外国のお客様に分かりやすい時刻表の表示(英語，中国語(繁体文字・簡体文字)など)をすること。

（2）車内にて，企業の PR チラシ，館内案内図等の配布は可能であるが，販売，勧誘は認めない。

9　問い合わせ先（平日 8：30 ～ 17：15）

広島港客船誘致・おもてなし委員会事務局（広島県土木建築局港湾振興課）

担当　丸茂・種元

電話　082－513－4033

ファックス　082－223－2463

電子メール　m-tanemoto86462@pref.hiroshima.lg.jp